ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成27年５月25日　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再）第１号
奈良市高畑町1116番地の６
再生債務者　公益財団法人奈良県林業基金
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　奈良市高天町38番地の３　近鉄高天ビル３階311－２号室　祖谷謙一法律事務所　弁護士　祖谷　謙一
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成27年５月25日　奈良地方裁判所

再生手続開始

平成２７年（再）第４号
岐阜県岐阜市茜部大川１丁目103番地
再生債務者　デーブレィーク株式会社
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月30日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年８月４日から平成27年８月21日まで
岐阜地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
新潟県長岡市本町１丁目１番１号、住民票上の住所新潟県上越市南本町２丁目16番７号
再生債務者　中瀬　成明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年５月25日　新潟地方裁判所長岡支部

再生手続終結

平成２２年（再）第１０号
名古屋市中川区助光３丁目101番地
再生債務者　医療法人愛美会
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成27年５月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１４号
相模原市中央区上溝1648番地４
再生債務者　丸田　　道
１　決定年月日時　平成27年５月25日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月15日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月29日から平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再イ）第６号
北海道小樽市銭函３丁目186番地36
再生債務者　櫻庭　和人
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月30日から平成27年７月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（再イ）第８２号
名古屋市守山区瀬古１丁目249番地　ネオカーサ上飯田301号
再生債務者　池田　真弓
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月23日から平成27年６月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１１号
滋賀県近江八幡市武佐町525番地　２－105号
再生債務者　田中　　雷
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月22日から平成27年７月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（再イ）第３号
大分県佐伯市大字上岡2150番地３
再生債務者　大塚　慎二
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月23日から平成27年６月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部

平成２７年（再イ）第４号
大分県佐伯市大字上岡2150番地３
再生債務者　大塚　美幸
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月23日から平成27年６月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部

平成２７年（再イ）第７号
青森県八戸市湊高台１丁目10番42号
再生債務者　平　　智子
１　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月24日から平成27年７月８日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２７年（再イ）第２号
福島県郡山市喜久田町字入ノ内38番地の89
再生債務者　大場　秀範
１　決定年月日時　平成27年５月27日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年６月17日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月30日から平成27年７月７日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係